

富士見町事後審査型一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が発注する建設工事に係る事後審査型一般競争入札の実施にあたり、富士見町財務規則(平成元年規則第10号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「事後審査型一般競争入札」(以下「入札」という。)とは、一般競争入札において、開札後に入札参加資格要件の審査を行い、落札者を決定する方式の入札をいう。

(対象工事)

第3条 入札の対象となる建設工事(以下「対象工事」という。)は、設計金額が1,000万円以上の建設工事とし、富士見町建設工事等請負人選定委員会(以下「委員会」という。)において決定する。ただし、委員会が必要と認める場合には、この限りでない。

(入札参加資格要件)

第4条 入札に参加することができる者の資格要件(以下「入札参加資格要件」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 富士見町建設工事等請負業者選定要綱第5に定める建設工事入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登録されている者であること。
- (3) 入札の公告日から入札日までの間に、建設工事等入札参加者に係る指名停止要領(昭和62年訓令第4号)の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 入札の公告日において、町税等を滞納していない者であること。

2 町長は、前項に定めるもののほか、対象工事ごとに入札参加資格要件について、次に掲げる事項について基準を設けることができる。

- (1) 資格者名簿に登録されている業種ごとの等級格付
- (2) 資格者名簿に登録されている建設業許可区分
- (3) 同種又は類似工事の施工実績に関する要件
- (4) 配置予定技術者の資格
- (5) 本店、支店又は営業所等の所在地
- (6) 前各号に掲げるもののほか、その他工事ごとに必要と認める事項

3 前項の入札参加資格要件は、委員会の審議に付し、決定するものとする。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、同一の入札に参加することができない。

- (1) 会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び第4号に規定する親会社と子会社又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある者
- (2) 一方の会社役員が他方の会社役員又は他方の会社の管財人を現に兼ねている者

(入札の公告)

第5条 町長は、入札を実施しようとするときは、規則第106条各号に掲げる事項のほか、入札に必

要な事項を公告するものとする。

(設計図書等の閲覧等)

第6条 設計図書等の閲覧、貸出又は配布の期間及び方法は、前条の公告の文書(以下「公告文書」という。)に記載するものとする。

2 設計図書等に関する質問等は、別に定める様式により電子メール及びFAXまたは持参で行うものとし、当該質問等に対する回答書は、町ホームページ及び窓口閲覧に供する。

(入札参加申請)

第7条 入札に参加しようとする者(以下「入札参加申請者」という。)は、富士見町事後審査型一般競争入札参加申請書(様式第1号。以下「入札参加申請書」という。)により町長に持参して申請しなければならない。

(説明会の開催)

第8条 町長は、必要があると認めるときは、対象工事の内容等に関する説明会を開催することができる。

(入札の中止)

第9条 町長は、参加者が2者に満たない場合は、入札を中止するものとする。

(入札の方法)

第10条 入札は、公告文書に記載する指定場所において町長が指定した入札書により行うものとする。

(落札候補者の決定)

第11条 町長は、予定価格以下で最低の価格で入札した者(最低制限価格(予定価格の制限の範囲内で落札価格の最低限度の基準として設定する価格をいう。)を設定した場合は、最低制限価格未満での入札者を除く。)を落札候補者とし、価格の低い者から順位を決定し、落札を保留するものとする。

2 同じ価格をもって入札した者が2者以上となる場合には、くじにより落札候補者の順位を決定するものとする。

(入札参加資格要件の確認)

第12条 町長は、前条に規定する落札候補者の順位により入札参加資格要件を確認するものとする。

2 第1順位の落札候補者(以下「第1候補者」という。)は、第1候補者となった日から2日以内(閉庁日を除く。)に、公告文書において指定した入札参加資格要件確認書類(以下「確認書類」という。)を町長に提出しなければならない。

3 落札候補者が、前項に規定する期限内に確認書類を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とするものとする。

(確認書類)

第13条 確認書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事後審査型一般競争入札参加資格要件確認書(様式第2号)
- (2) 施工実績調書(様式第3号)
- (3) 配置技術者調書(様式第4号)
- (4) 経審結果通知書の写し
- (5) その他必要と認めるもの

(入札参加資格要件の審査及び落札者の決定)

第14条 入札参加資格要件の審査は、第1候補者から提出のあった確認書類を審査し、入札参加資格要件を満たしているときは、当該第1候補者を落札者とし、第1候補者が入札参加資格要件を満たしていないときは、予定価格以下で入札した次順位の者に確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格要件を満たしている1者が確認できるまで行うものとする。

2 町長は、落札者を決定したとき、又は入札参加資格要件がないと認めるときは、速やかに落札者又は落札候補者にその旨を通知するものとする。

(入札参加資格要件を認められなかった者に対する説明)

第15条 入札参加資格要件を認められなかった落札候補者は、前条第2項の通知を受けた日から4日以内に、町長に対し、書面により入札参加資格要件を認められなかった理由について説明を求めることができる。

2 町長は、前項の規定により説明を求められたときは、その理由について書面により回答するものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、入札の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

様式第 1 号(第 7 条関係)

富士見町事後審査型一般競争入札参加申請書

年 月 日

(あて先)富士見町長 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 名 _____

担当者名 _____

連絡先(電話番号)_____

(F A X)_____

下記工事に係る事後審査型一般競争入札に参加したいので、申請します。

記

1 参加を申請する工事名

(月 日富士見町公告第 号)

様式第 2 号(第 13 条関係)

富士見町事後審査型一般競争入札参加資格要件確認書

年 月 日

(あて先)富士見町長 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 名 _____

担当者名 _____

連絡先(電話番号) _____

(F A X) _____

下記工事に係る入札参加資格要件について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、本申請書及び添付書類のすべてについては、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 工 事 名 _____
(月 日富士見町公告第 号)

2 添付書類(提出書類に☞をしてください。)

施工実績調書(様式第 3 号)

配置技術者調書(様式第 4 号)

経審結果通知書の写し

納税証明書

その他

施 工 実 績 調 書

業者名：_____

公告文書において指定されている対象工事と同種の工事の施工実績を記入してください。

		内 容
工 事 の 名 称 等	工 事 名 称	
	発 注 機 関 名	
	工 事 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 ~ 年 月
	受 注 形 態 等	・単体 ・JV %(他の構成業者)
工 事 概 要	工種・工法 規模・寸法等	

契約書の写し等を添付すること。

備考 この様式によりがたいものにあつては、この様式に準じて作成することができる。

様式第 4 号(第 13 条関係)

配 置 技 術 者 調 書

業者名：_____

公告文書において指定されている対象工事において配置する技術者について記入してください。

配置予定者の氏名	(生年月日 年 月 日)	
最終学歴	大学・高校 学科 年卒業	
法令による資格・免許等 (記載しきれないときは別紙に記載すること。)	資格等・ 取得年・ 登録番号・	
同種 の 工 事 経 験 の 概 要	工事名称	
	発注機関名	
	工事場所	県 市・町・村 大字
	契約金額	
	工期	年 月 ~ 年 月
	工事内容	

法令による資格・免許等については、それを証する書類の写しを添付すること。

備考 この様式によりがたいものにあつては、この様式に準じて作成することができる。